

商法 採点基準

問題1 15点

形式的な点として、株主総会決議取消訴訟の見通しという設問に回答していることを求める。そのうえで、決議取消事由の有無について、制度や判例を踏まえて検討しているか、本件の具体的事案に沿った検討が行われているかという点に基本的な配点を与える。

甲社側の反論としては、出題趣旨に記載した全株主の同意のほかに、①CはDE間譲渡に同意したのだからCの主張は権利濫用である、②仮に当該10%分についてDの議決権行使に問題があるとしても、Cの解任決議は当該議決権相当分を除外しても十分な多数の賛成によって成立している、というものも想定しうる。これらに対しても、制度や判例を踏まえて本件事案を分析・検討していれば加点対象とする。

問題2 10点

手続の異同について、会社法の条文を引用しながら説明していれば、その要素毎に得点を与える。

出題趣旨に記載した点の他に、譲渡（分割）対象となる「事業」の実質性要否（最大判昭和40年9月22日民集19巻6号1600頁）や、譲渡（分割）の相手方が会社である必要性の有無など、会社法の手続以外の異同についても加点要素とする。